放課後キッズクラブ
入会のしおり

２０２１年度版

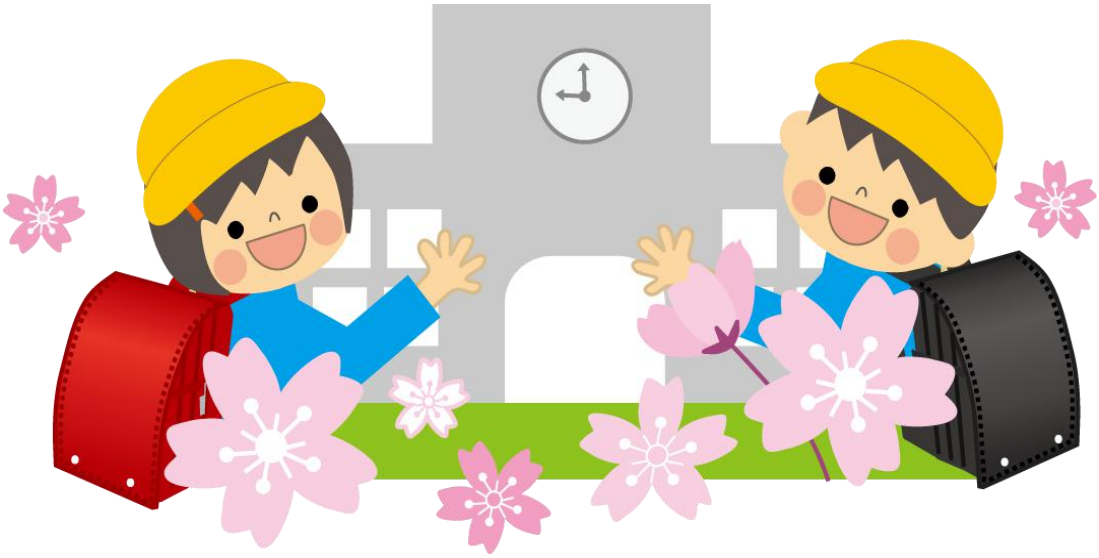

平戸台小学校放課後キッズクラブ

運営法人　株式会社理究キッズ

（注）本案内の内容は、２０２０年１２月時点で作成したものです。

目　　次

第１章　放課後キッズクラブの概要……1
　１－１　放課後キッズクラブとは……1
　１－２　運営法人　株式会社理究キッズ（理究グループ）について……2
　１－３　放課後キッズクラブの活動（活動場所・開所日・開所時間）……2
第２章　利用区分・利用料等について……3
　２－１　放課後キッズクラブの利用区分について……3
　２－２　わくわく【区分１】の利用について……4
　２－３　すくすく【区分２Ａ・Ｂ】の利用について……6
　２－４　利用料等の支払方法について……8
　２－５　利用区分の変更について……9
　２－６　おやつについて……9
第３章　利用申し込み・手続きについて……12
　３－１　利用申し込みに必要な書類　※年度ごとに提出　※利用区分に関わらず全員……12
　３－２　個人情報の事前登録　※初回のみ・卒業まで有効　※利用区分に関わらず全員……13
　３－３　口座情報の登録　※初回のみ・卒業まで有効　※すくすく【区分２Ａ・Ｂ】にご登録のお子さんのみ
　……14
　３－４　放課後キッズクラブの保険制度……15
　３－５　申し込み手続きの締切日……16
　３－６　利用開始日……16
第４章　緊急時の対応について……17
　４－１　警報発表時等の対応について……17
第５章　利用にあたって……18
　５－１　広報誌『キッズ通信』……18
　５－２　『利用予定表』の事前提出　※月ごと……19
　５－３　『参加カード』の提出　※利用日ごと……20
　５－４　利用当日の流れ……21
第６章　その他……23
　６－１　ご意見・ご要望等について……23
　６－２　お問い合わせ先……23
Ｑ&Ａ よくあるご質問……24

（参考資料）

- 令和３年４月からの放課後キッズクラブ事業の見直しについて
  （横浜市放課後児童育成課より保護者の皆さまへ）
- 放課後キッズクラブ利用申込書記入例
- 放課後キッズクラブ利用区分変更申込書記載例
- 就労（予定）証明書記入例

第１章　放課後キッズクラブの概要

1−1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して実施する事業です。**①全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること、②留守家庭児童を対象に「生活の場」を提供することを目的に実施しています。**

平成１６年度に開始され、令和２年度には本市の全ての小学校に設置されています。

平戸台小学校放課後キッズクラブは、戸塚区が選定した法人（株式会社理究キッズ）が運営を行っています。

※ **令和3年度から、利用区分や利用日、利用時間が変更となりますので、下記をよくご覧いただくと共に、 横浜市が作成した保護者の皆さま宛てのお知らせ文（参考資料：参照）や横浜市ホームページも合わせてご確認くださいますようお願いします。**

★横浜市からの保護者の皆さまへ★

放課後キッズクラブは、平成１６年度から事業を実施していますが、事業を開始した当初から子ども達を取り巻く環境は大きく変わりました。

就労世帯が増えているだけではなく、時短勤務やテレワークの実施等といった保護者の皆さまの働き方の変化や、塾や習い事等の選択肢が増えるなど、子ども達の放課後の過ごした方も変化しています。

そこで、横浜市では、全ての児童が共に遊べるという放課後キッズクラブの良さを残しながら、様々な変化や保護者の皆様のニーズ等にも柔軟に対応していけるよう、令和４年度を目標に、全ての児童の「遊びの場」と留守家庭等児童ための「生活の場」の役割を明確にすることで、放課後を一層充実させていこうと、あり方を検討してきました。

検討にあたり、これまでに実施してきた調査や利用者の皆様・クラブの運営法人を対象としたアンケートを基に、外部の有識者の方々からのご意見等を伺いながら進めてまいりました。

今回、見直しに向けた検討の途中でありますが、現在のコロナ禍において利用区分１の全面再開の目途が立たない中、３密を防ぎながら子ども達に対して、安全安心な放課後の居場所をしっかりと提供していくために、新区分の導入と利用日・利用時間等を変更することを令和３年４月から前倒して実施することとしました。

＜横浜市「放課後キッズクラブ事業の見直しについて」ホームページ＞

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hokago/hokagokids/minaoshi.html

（横浜市トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>放課後児童育成

＜放課後キッズクラブ＞放課後キッズクラブの質の向上に向けた事業の見直しについて

1−2 運営法人 株式会社理究キッズ(理究グループ)について

①幼児教育や野外教育の実験的活動を精力的に展開・実践した横浜国大教育方法学の故・伊藤忠彦教授の研究チームと横浜国大発達心理学、児童心理学の故・依田明教授の研究チームが発祥の 40 年目の企業です。本社は横浜駅、県内を中心におよそ 150 拠点。国内外に会員が２万人いらっしゃいます。

②「0 歳からの生涯教育」をスローガンに掲げ、教育サービス業を営んでおります。

- 横浜市認可保育園を中心に、パレット保育園　を運営（0～6歳）
- 幼児教室　どんちゃか幼児教室、小学校受験　理英会　を運営（0～6歳）
- 学習塾　　国大Qゼミ　を運営（7～１８歳）
- 学童保育　横浜市放課後キッズクラブ　７３校　を運営　（2020 年12月現在。2021 年度は77 校）
- 学童保育　横須賀市放課後児童クラブ　　１校　を運営
- 学童保育　横須賀市放課後子ども教室　　２校　を運営
- 学童保育　鎌倉市放課後かまくらっ子　　３校　を運営
- 学童保育　千葉市アフタースクール　　１校　を運営予定
- 学童保育　私立小学校アフタースクール　６校　を運営

③小学生に安全で、楽しくためになるプログラムを提供でき、また保護者様に安心していただける万全な事務機能を備えた企業です。
皆さまのご期待に添えるよう努力してまいります。どうぞよろしくお願いします。

1−3 放課後キッズクラブの活動(活動場所･開所日･開所時間)

<table>
<tr><th>活動場所</th><th>開所日</th><th colspan="2">開所時間</th></tr>
<tr><td rowspan="3">4階キッズ専用ルーム
※その他、体育館や校庭など学校施設をお借りすることもあります</td><td rowspan="3">下記日程を除き、毎日

（１）日曜日
（２）国民の祝日
（３）12月29日～1月3日
※その他、学校長より閉所要請を受けた日や天災の影響等で閉所する場合があります。</td><td>月曜日から金曜日</td><td>放課後～19 時</td></tr>
<tr><td>土曜日
学校休業日</td><td>8時30分～19 時</td></tr>
<tr><td colspan="2">※土曜日や平日午後５時以降等で、利用希望がない場合は、閉所または開所時間を短縮することがあります。</td></tr>
</table>

お子さんの自主性を重視しながら、楽しくてためになるプログラムなどを実施します。
また、利用可能な日や時間は利用区分によって異なります（詳しくは、P.3 参照）。

第2章　利用区分・利用料等について

2－1　放課後キッズクラブの利用区分について

利用にあたっては、**遊び場利用を目的とした「わくわく」区分と、それに加えて留守家庭児童等の遊び及び生活の場所を目的とした「すくすく」区分があります。**
また、「すくすく」区分には、午後5時まで利用の「すくすく（ゆうやけ）」と午後7時まで利用の「すくすく（ほしぞら）」があります。

それぞれの利用区分の違いの概要は、次の表のとおりです。利用目的に沿って区分を選択くださいますようお願いします。

※2020 年度と 2021 年度とで、利用区分の名称が変更となりました。2020 年度までの利用区分との対比をわかりやすくするため、カッコ【】内の表記を併用いたします。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">利用区分</th><th rowspan="2">わくわく
【区分1】</th><th colspan="2">すくすく【区分2】</th></tr>
<tr><th>ゆうやけ【A】</th><th>ほしぞら【B】</th></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td>遊びの場</td><td colspan="2">遊びの場＋生活の場</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">登録条件</td><td colspan="3">・当該小学校又は当該義務教育学校前期課程（以下「当該小学校等」という。）に通学しているお子さんであること。
・当該小学校区又は当該義務教育学校区（以下「当該小学校区等」という。）に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学している児童であること。</td></tr>
<tr><td>―</td><td colspan="2">留守家庭児童等※であること</td></tr>
<tr><td rowspan="3">利用時間</td><td>平日</td><td>放課後から16 時まで</td><td>放課後から17 時まで</td><td>放課後から19 時まで</td></tr>
<tr><td>土曜日</td><td>利用できません
※プログラムがある日の「プログラム参加」は可</td><td rowspan="2">８時30 分から
17 時まで</td><td rowspan="2">８時30 分から
19 時まで</td></tr>
<tr><td>学校
休業日</td><td>10 時～12 時
13 時～15 時
※午前・午後のどちらかで利用ができます。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">利用料</td><td rowspan="2">無 料
※スポット利用(19 時まで)は
800 円+おやつ代（P.5 参照）</td><td>月額2,000円+おやつ代
※延長料(19 時まで)は
400 円/回</td><td>月額 5,000 円+おやつ代</td></tr>
<tr><td colspan="2">減免あり(詳しくは P.7 を参照)</td></tr>
<tr><td colspan="2">保険加入料</td><td colspan="3">年額 700 円＋振込手数料（詳しくは P.15 を参照）</td></tr>
<tr><td colspan="2">定員</td><td>なし</td><td colspan="2">あり</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">利用申込に必要な書類</td><td>利用申込書</td><td colspan="2">・利用申込書
・留守家庭児童等であることの証明書</td></tr>
<tr><td colspan="3">※利用区分に関わらず、食物アレルギーのあるお子さんは、学校生活管理指導表(写し)の提出が必要です。</td></tr>
</table>

※留守家庭児童等とは、保護者が就労等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さんをいいます。

2−2 わくわく【区分1】の利用について

（1）利用時間

平日	放課後～16時
学校休業日※	10時～12時、13時～15時 ※どちらかの時間帯で参加

※土曜日はスポット利用（1回800円）や、プログラムのある日で
「プログラム参加」の場合（利用料無料）のみ利用できます。

（2）1日の活動スケジュール（例）

＜平日（学校のある日）＞

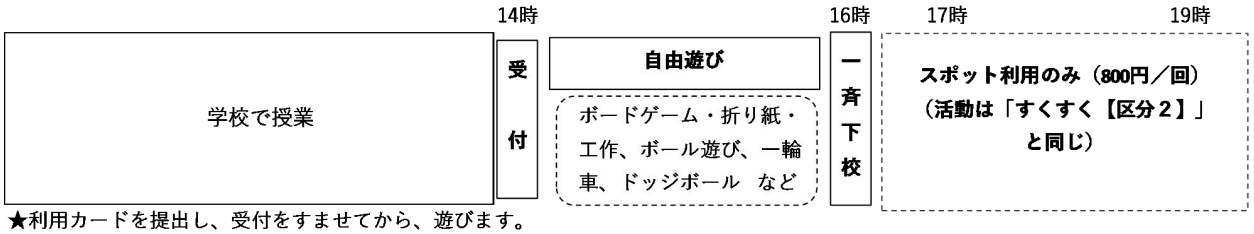

★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。
★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

＜学校休業日（土曜日除く）＞

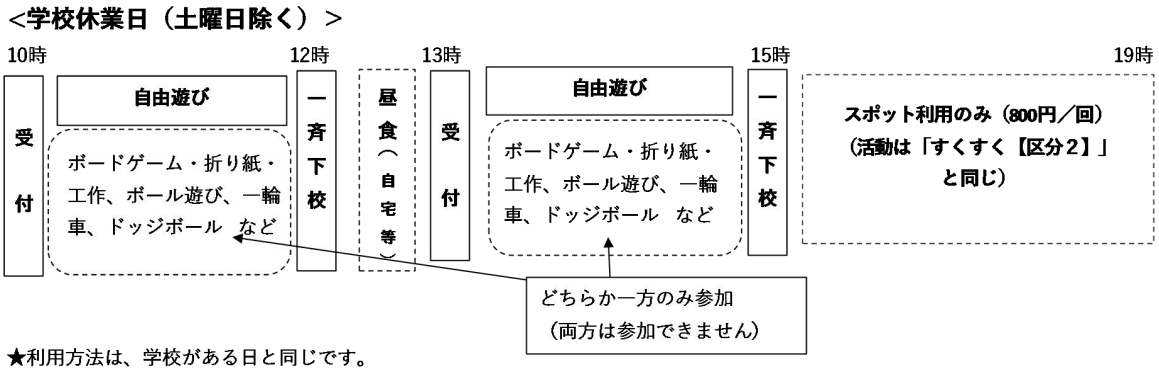

★利用方法は、学校がある日と同じです。
★わくわく【区分１】のお子さんは、午前または午後の時間帯のどちらかの時間帯に参加します（両方は参加できません）。
★わくわく区分のお子さんは、スポット利用の場合を除き、**キッズクラブ内では昼食を食べられません。**

※上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動スケジュールや内容は異なる場合があります。

（3）利用料金について

わくわく【区分１】は**無料**です。※ただし、保険加入は必須です（詳しくはP.15を参照）。

スポット利用について
スポット利用とは、わくわく【区分１】のお子さんで、保護者の一時的な用事により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、お子さんを留守家庭児童として午後7時まで受入れる制度です。すくすく【区分２】の定員に空きがある場合のみ利用できます。スポット利用には、事前申込が必要で、１回あたり800円の利用料とおやつ代（1回100円）がかかります。スポット利用の場合、放課後キッズクラブの最終下校時刻（P.22参照）までは、保護者のお迎えは不要ですが、それ以降はお迎えが必要となります。

（4）「プログラム参加」について（16時を越える場合）

放課後キッズクラブでは、子どもたちの活動を充実させるために、プログラムを実施しています。わくわく【区分１】のお子さんが16時を越えて実施するプログラムに参加する場合には、プログラム終了時刻まで参加することになりますので、お子さんと下校時刻について確認しておくようにしてください。

※プログラム参加には、材料費等の実費がかかる場合があります。各プログラムの実施日や実施時間、申込方法などの詳しい内容はキッズ通信等でお知らせします。

※プログラム終了後に引き続き、放課後キッズクラブでお子さんをお預かりする場合は、スポット利用として利用料（1回800円＋おやつ代）がかかります。

（5）非常時における利用制限について

警報発表時（P.17参照）や夏休み中の猛暑が予想される時、新型コロナウイルス感染症の影響がある場合等、児童の安全な遊び場が確保できない状況においては、わくわく【区分１】の利用を制限させていただく場合があります。
利用を制限する場合には、あらかじめ、保護者の皆さまに対して、お知らせいたします。

【新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について】

新型コロナウイルス感染拡大防止にあたり、放課後キッズクラブでは、横浜市が策定する「横浜市放課後児童健全育成事業所のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき安全対策を図りながら運営をしています。

また、2020年度においては、密を避けるため、横浜市の指示に基づき、遊び場利用である利用区分1については、利用時間や利用日を一部制限して実施しています。現在もまだ感染拡大が終息しない状況であることから、2021年度においても、横浜市の指示に基づき、わくわく【区分１】の利用については、引き続き利用時間や利用日を制限させていただく可能性があります。あらかじめご理解・ご協力くださいますようお願いします。

2−3 すくすく【区分2A･B】の利用について

（1） 利用時間

	すくすく（ゆうやけ） 【区分2A】※	すくすく（ほしぞら） 【区分2B】
平日	放課後～17 時	放課後～19 時
土曜日 学校休業日	8時30 分～17 時	8時30 分～19 時

※すくすく（ゆうやけ）【区分2A】は延長料（400 円/回）を支払うことで、17 時以降も、19 時まで利用することができます。

（2） 一日の活動スケジュール（例）

＜平日（学校がある日）＞

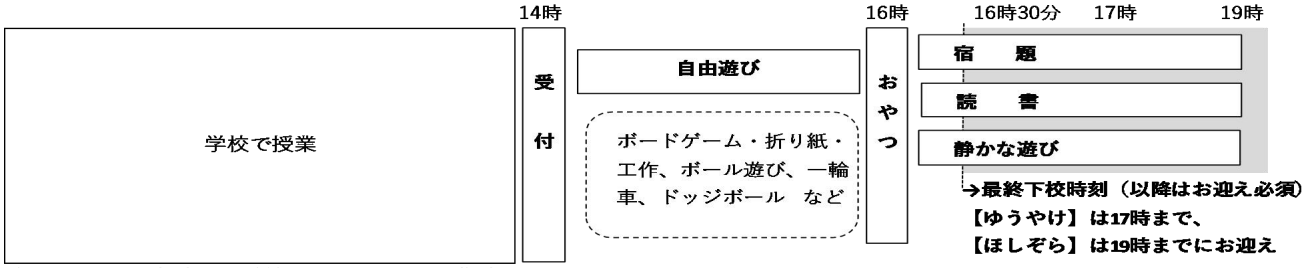

★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。
★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。
★16時以降は、おやつを食べたり、宿題や読書など静かな活動をします。
★キッズクラブが設定する最終下校時刻（季節によって異なる）を過ぎたら、保護者のお迎えが必要となります。

＜学校休業日（土曜日含む）＞

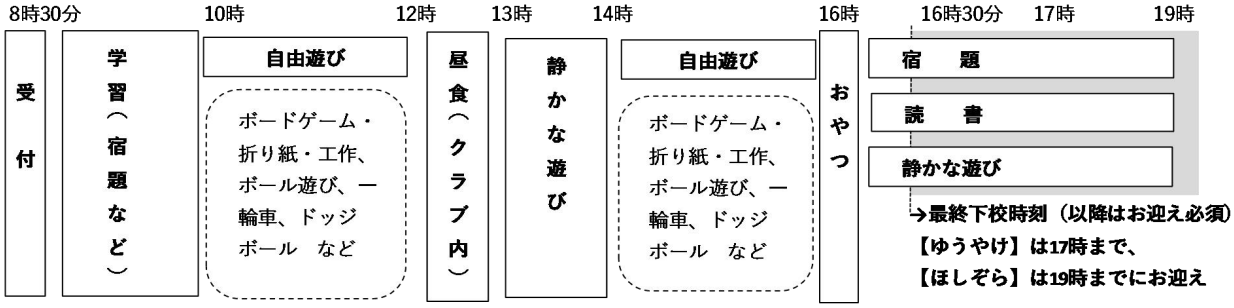

★利用方法は学校がある日と同じですが、1日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないように配慮して活動します。

※上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動のスケジュールや内容は異なる場合があります。

（3）利用料金について

	すくすく（ゆうやけ）【区分2A】	すくすく（ほしぞら）【区分2B】
利用料金（月額）	2,000 円	5,000 円
延長料金（19 時まで）	1 回あたり 400 円	―

※利用料金とは別に保険の加入が必要です（詳しくは P.15 を参照）
※すくすく【区分2】の利用料はその月の利用がなくても、利用料が発生します。
※おやつ代として 1 回あたり 100 円がかかります。
※プログラムに参加する場合には、利用料金とは別に材料費等の実費がかかる場合があります。
今後、プログラム実施日や申込方法などの詳しい内容はキッズ通信等でお知らせしていきます。
※すくすく【区分2A ・ B】の利用料には減免制度があります（詳しくは P.7 参照）。

すくすく【区分2A･B】の利用料減免制度について

生活保護世帯又は市民税所得割非課税世帯ついては、**すくすく【区分２A・B】の月額利用料が次のとおり減免されます。**減免制度対象の世帯で減免を受けようとする場合は、利用申込書と合わせて＜表２＞の書類を放課後キッズクラブに提出してください。

＜表１＞すくすく【区分２A・B】　減免適用後の利用料金（月額）

利用料金	すくすく（ゆうやけ） 【区分2A】	すくすく（ほしぞら） 【区分2B】
減免適用前	2,000 円	5,000 円
減免適用後	**0 円**	**2,500 円**

※ **月額利用料金以外(おやつ代、プログラムの材料費などの実費、すくすく(ゆうやけ)【区分2A】の延長料金(400 円/回)、保険制度負担金)は、減免の適用はありません。**

＜表２＞　すくすく【区分２A・B】減免利用申請に必要な書類

世帯の状況	提出が必要な書類
生活保護世帯	保護証明書【原本】又は生活保護費支給証【写し】 ※保護証明書は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。（無料）
市民税所得割非課税世帯	次のいずれかの書類 ①市民税･県民税課税(非課税)証明書【原本】 ※区役所税務課で取得することができます（１件につき300 円がかかります）。 ②市民税･県民税税額決定･納税通知書【写し】 ※区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。 ③給与所得等に係る市民税･県民税特別徴収税額通知書【写し】 ※勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。 ★利用料の減免を受けようとする月によって、必要な各種証明書の年度が異なります。詳細は平戸台小学校キッズクラブにお問い合わせください。

○寡婦(夫)控除をみなした場合に市民税所得割非課税となる世帯※の対応については、別途、こども青少年局にお問合せください。電話:045-671-4068

※寡婦（夫）控除をみなした場合に市民税所得割非課税となる世帯は、①～③のすべてに当てはまる方です。

①一度も結婚したことがない　②0～19 歳のお子さんがいる　③収入が少ない

2－4 利用料等の支払方法について

放課後キッズクラブでは現金でのやり取りを一切しません。発生した費用につきましては、ご登録いただきました口座から、お子さんごとに自動引き落とし、もしくはコンビニエンスストア等でのお振込となります。

①銀行口座からの引き落とし（すくすく【区分２Ａ・Ｂ】登録のお子さん）

口座登録の方法・引き落としの詳細につきましては、P.14「３－３　口座情報の登録」をご参照ください　※引き落とし時手数料１００円（税込み）

②コンビニエンスストア等でのお振込（わくわく【区分１】登録のお子さんなど、口座登録をされていない方）

口座登録をいただいておらず利用料等が発生した場合にはお振込用の圧着ハガキ(下部参照)をご自宅へご郵送します。振込期限をご確認のうえ、コンビニエンスストア等にお持ち込みいただき、お支払いをお願いします。なお振込時に手数料がかかりますので、ご了承ください。

※振込手数料

振込金額	振込手数料
10,000 円未満	60 円(+税)
10,000 円以上 50,000 円未満	100 円(+税)
50,000 円以上	140 円(+税)

（圧着ハガキの例）

↑
こちらから剥がしてご使用いただきます

なお、利用料・おやつ代は利用があった翌月に、プログラム参加費は指定月（P.14「３－３」参照）にご請求します。

2−5 利用区分の変更について

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、利用変更届を提出してください。

月途中での利用区分の変更は原則できません。利用変更届は、原則、変更希望月の前月末日までに提出してください。

なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合もありますので、極力お控えくださいますようお願いします。

＜留守家庭児童等を証明する書類の提出について＞

- 年度途中で、新たにわくわく【区分１】からすくすく区分（ゆうやけ・ほしぞら）【区分２Ａ・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類（P.12 参照）の提出が必要になります。
- すくすく【区分２Ａ・B】内の変更（ゆうやけ【区分２Ａ】⇔ほしぞら【区分２Ｂ】）は、留守家庭児童等を証する書類の再提出は不要です。
- 勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、改めて留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要となります。

2−6 おやつについて

すくすく【区分２Ａ・B】及びわくわく【区分１】のスポット利用するお子さんで16時以降に在室しているすべてのお子さんに、おやつを提供します。おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。

なお、お子さんの食物アレルギーについては、利用区分に関わらず、必ず「放課後キッズクラブ利用申込書」の「Ⅴ 食物アレルギーについて」に記入し、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しを合わせて提出してください。なお学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」（写）をキッズクラブへ提出してください。

利用申込書の提出後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

また、おやつは、放課後キッズクラブで用意し、おやつ代として実費相当額として１回あたり 100 円を保護者の方にご負担いただきます。持ち込みはご遠慮いただいていますが、特別の事情がある場合等は、別途ご相談ください。

［おやつの提供時間等について］

おやつの提供時間は、16 時～16 時 15 分を目安に提供を開始いたします。ただし、キッズクラブの活動やプログラム等により、提供開始が 16 時 30 分を過ぎる場合や密を避るために提供時間が前後する場合もございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

利用区分選択早見表

平日の 16 時までの利用を予定している	わくわく［区分1］でお申込みください
土曜日や、平日 17 時までの利用を予定している	ゆうやけ［区分2A］でお申込みください
17 時以降も利用したい日が月間で「0日～5日」ある ※スポット利用のご利用となります	わくわく［区分1］でお申込みください
17 時以降も利用したい日が月間で「5日～7日」ある ※延長利用のご利用となります	ゆうやけ［区分2A］でお申込みください
17 時以降も利用したい日が月間で「8日以上」ある	ほしぞら［区分2B］でお申込みください
平日は 16 時までの利用予定だが、土曜日も利用したい	ゆうやけ［区分2A］でお申込みください
新型コロナウィルス感染症の影響に関わらず利用したい	ゆうやけ［区分2A］でお申込みください

上記はあくまでも「目安」として記載させていただいております。
詳細については、第2章(P.3～9)をご確認の上、お申込みください。
なお、利用料減免制度につきましては、こちらとは異なりますので、P.7 をご確認ください。

登録・申込方法早見表

新入生の方　または　在校生で初めて登録の方

わくわく［区分1］で申込の方

3−2　P.13
個人情報の事前登録

3−1　P.12
① 保険制度負担金の事前振込
② 利用申込書の記入

キッズクラブに提出

ゆうやけ［区分2A］で申込の方

3−2　個人情報の事前登録　(P.13)
3−3　口座情報の登録　(P.14)

3−1　P.12
① 保険制度運営負担金の事前振込
② 利用申込書の必要事項の記入
③ 留守家庭児童等の証明をする書類のご用意

キッズクラブに提出

ほしぞら［区分2B］で申込の方

3−2　個人情報の事前登録　(P.13)
3−3　口座情報の登録　(P.14)

3−1　P.12
① 保険制度運営負担金の事前振込
② 利用申込書の必要事項の記入
③ 留守家庭児童等の証明をする書類のご用意

キッズクラブに提出

在校生で過去に登録・利用をしている方(P13　3−2が終了している方)

わくわく［区分1］で申込の方

3−1　P.12
① 保険制度負担金の事前振込
② 利用申込書の記入

キッズクラブに提出

ゆうやけ［区分2A］で申込の方

3−1　P.12
① 保険制度運営負担金の事前振込
② 利用申込書の必要事項の記入
③ 留守家庭児童等の証明をする書類のご用意

キッズクラブに提出

ほしぞら［区分2B］で申込の方

3−1　P.12
① 保険制度運営負担金の事前振込
② 利用申込書の必要事項の記入
③ 留守家庭児童等の証明をする書類のご用意

キッズクラブに提出

※メールを受け取るために以下のドメインからメール受信ができるようご設定をお願いします
「@riq.co.jp」「@manabiyoyaku.com」「@nekonet.co.jp」
※スマートフォン・パソコンのない方は
個人情報登録→「0800-800-1149」までご相談ください
口座情報登録→「0800-800-1149」までご相談ください。専用用紙をご郵送いたします。
※口座振替の登録をご希望の方は、3−3（P.14）をご確認の上、ご登録ください。

第3章　利用申し込み・手続きについて

3－1 利用申し込みに必要な書類 ※年度ごとに提出 ※利用区分に関わらず全員

放課後キッズクラブの利用申し込みにあたっては、次の手順で書類のご準備をお願いします。

(1)保険制度運営負担金の事前振込み（放課後キッズクラブの保険制度についてはP.15「3－4」参照）

放課後キッズクラブで配付している専用の『払込取扱票』に必要事項を記入し、保険制度運営負担金（お子さん１人につき年額７００円）をお近くのゆうちょ銀行又は郵便局のＡＴＭでお支払いください。

(2)『振替払込請求書兼受領証』又は『ご利用明細票』を『放課後キッズクラブ利用申込書』へ貼付

保険制度運営負担金の事前振込を行っていただいた後は、受け取った『振替払込請求書兼受領証』（窓口の 場合）又は『ご利用明細票』（ＡＴＭの場合）のコピーをとり、コピーを『放課後キッズクラブ利用申込書』に貼付してください。手元に残った『振替払込請求書兼受領証』（窓口の場合）又は『ご利用明細票』（ＡＴＭの場合）の原本については、ご家庭で保管してください。

(3)提出書類の準備(※提出期限はP.16 「3－5」参照)

利用申し込みに必要な書類を揃えてください（登録を希望する利用区分や保護者の就労状況等によって提出書類が異なります）。

・わくわく【区分１】への登録を希望する方　　・・・放課後キッズクラブ利用申込書
・すくすく【区分2Ａ・Ｂ】への登録を希望する方・・・放課後キッズクラブ利用申込書＋
留守家庭児童等を証明する書類(下記表)

すくすく【区分2Ａ・B】の登録の場合には、お子さんと同居するすべての保護者について、次の書類のいずれかが必要になります。証明書等をご提出いただけない場合は、すくすく【区分2Ａ・Ｂ】への登録はできません。

※保護者とは、そのお子さんの父母又は父母に代わって養育している者のことをいいます。

※兄弟姉妹等、２人以上がすくすく【区分2Ａ・Ｂ】に登録する場合、留守家庭児童等を証明する書類は１部で差し支えありません（利用申込書はお子さん１人につき１部必要です）。

保護者の状況	各種証明書等
会社員、公務員等	就労(予定)証明書
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	自営業従事者等申告書
病気の方 看護・介護中の方	病気・障害等申告書 ※診断書等、状況を確認できる書類を添付してください。
障害のある方	病気・障害等申告書 ※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。
求職中の方	求職活動申告書
在学中（中学生、高校生除く）	学生証の写し又は在学証明書
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書※ ※地震による家屋損壊…区役所 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災…消防署 で発行しています。

※各種証明書用紙は、放課後キッズクラブに用意しています。また、理究キッズＨＰからもダウンロードできます。

ご準備ができた書類は提出期限(P.16「3－5」)までに放課後キッズクラブまでご提出ください。

3－2 個人情報の事前登録 ※初回のみ･卒業まで有効 ※利用区分に関わらず全員

※理究キッズ運営の放課後キッズクラブご利用が2年目以降の方は、登録不要です

運営法人：株式会社理究キッズへのメールアドレス等の個人情報のお子さんごとのご登録をお願いしております。スマホ・パソコン専用フォームからご登録いただきます。

【登録期限】利用申込書の提出前日まで　※利用申込書提出期限はP.16「３－５」参照

【対象】キッズクラブに初めてご登録されるお子さん

【個人情報の登録サイトについて】

◆理究キッズ専用登録Webサイト

まなび予約.com　https://www.manabiyoyaku.com/kids

※スマートフォン・パソコンよりご登録をお願いします
※推奨ブラウザ　Internet Explorer 11、Firefox、Chrome、Microsoft Edge、Safari
※登録にあたってのInternet使用料等はご自身でご負担をお願いします

登録が完了しますとお子さんの「生徒番号」が発行され、メールで届きますのでご確認ください。

登録完了後は、以下のサービスを４月以降、準備ができ次第、配信いたします。（すべて無料）

①入退室メールサービス　（メールアドレス２つまで登録可能）
お子さんがキッズルームに入室した際・退室した際に、 ご登録のメールアドレスにお知らせメールが届きます。
②一斉お知らせメールサービス　（メールアドレス２つまで登録可能）
放課後キッズクラブからのお知らせメールが届きます。 （開所・閉所情報、緊急対応、プログラム等の持ち物など）
③利用料明細メールサービス　（メールアドレス１つのみ登録可能）
自動引き落としされる利用料の明細が引き落とし日前にメールで届きます。

【注意】迷惑メール防止のためのドメイン指定等をされている場合は、以下のドメインからのメール受信を許可いただきますようお願いします。

@riq.co.jp　と　@manabiyoyaku.com

※ご登録にあたって、ご不明な点などがありましたら下記までお問い合わせください

運営法人　株式会社 理究キッズ　TEL：０８００－８００－１１４９

※メンテナンスのため本システムをお使いいただけない日があります。ご了承ください。

※わくわく【区分１】で登録する方等、銀行口座を登録されない方へ
個人情報登録に際し、ご登録いただく銀行口座の情報のご入力欄がございます。
利用区分１でご登録いただく方は口座情報のご登録の必要がありませんので、
次のようにご入力のうえ、ご登録ください。

◆口座番号　0000000　◆口座名義人　（姓）ﾄｳｸ　（名）ｶﾅ

3－3 口座情報の登録 ※初回のみ･卒業まで有効 ※すくすく【区分2A・B】にご登録のお子さんのみ

※理究キッズ運営の放課後キッズクラブご利用が2年目以降で、すでに口座情報登録済みの方は、改めての登録は不要です

放課後キッズクラブでは現場での現金のやり取りを一切いたしません。

銀行口座をご登録いただいている場合には、利用料等はすべてご登録の口座より自動引き落としとなります。（登録料無料・引き落とし時手数料１００円）
銀行口座をご登録いただく際には、お子さんごとにご登録いただきます。スマホ・パソコン専用フォームからご登録いただきます。

【登録期限】利用申込書の提出前日まで　※利用申込書提出期限はP.16「３－5」参照

【対象】キッズクラブに初めて利用区分２でご登録されるお子さん

【口座情報登録の方法・注意事項】
下記のＵＲＬをご入力、または右記ＱＲコードをスマホで読み取ってください。
ページの案内に従い、ご希望の口座をご登録ください。

口座登録サイト　**https://cutt.ly/leJRz9Z**

口座登録サイト

※登録方法につきましては、下記ＵＲＬ（右記ＱＲコード）をご参照ください

口座登録の流れ　**https://cutt.ly/Yh1TXN8**

（参照）
口座登録の流れ

※登録に際し、下記ドメインからメールが受信できるようご設定をお願いします

@nekonet. co. jp

※以下の時間帯はメンテナンスのため、ご利用できません。ご注意ください。
・毎月第４日曜日 23 時～翌月曜日 ９時
・１月・４月・７月・１０月の最終火曜日　１時～６時
・その他金融機関によってご利用できない時間帯があります。

※従来型携帯電話（いわゆる「ガラケー（フィーチャーフォン）」）には対応していません。
登録専用用紙を本部よりご用意いたしますので、お電話にてお知らせください。

理究キッズ本部連絡先：0800-800-1149（平日１０時～18 時）

※ＪＡ（農業協同組合）・信託銀行など、一部の金融機関は口座情報登録サイトよりご登録いただくことができません。詳細は本ページ中央部「口座登録の流れ」をご参照ください。

【ご請求（引き落とし・振り込み）月】

利用料・参加費の種類	ご請求月
１６時以降の利用にかかる利用料 ・すくすく【区分２Ａ・Ｂ】の月額利用料 ・すくすく（ゆうやけ）【区分２Ａ】の延長利用料 ・わくわく【区分１】のスポット利用料	利用実績のあった月の翌月
１６時以降の利用に伴うおやつ代	
４～９月のプログラム参加費	プログラム参加した年度の10月
１０～３月のプログラム参加費	プログラム参加した翌年度の4月

※引き落としは毎月２７日に行います。２７日が土日祝日等、金融機関の休業日の場合は、翌営業日に引き落としになります。前日までにご入金いただきますようお願いいたします。

3−4 放課後キッズクラブの保険制度

放課後キッズクラブでは、利用いただく皆様に、万一の怪我や事故の賠償責任に備えて、保険制度にご加入いただくとともに、制度運営負担金（お子さん１人につき年額７００円）を負担していただきます。この保険は平戸台小学校キッズクラブを利用するお子さんを対象に、運営法人が加入するものです。放課後キッズクラブの利用申込み手続きの際に、制度運営負担金をお支払いください。

なお、制度運営負担金は年間掛金を適用しているため、一度納入された保険制度運営負担金は、返金することができません。また、Q&A よくあるご質問（P.25）も、あわせてご一読ください。

【補償内容】

「①傷害保険」「②賠償責任保険」２つの補償があります。

放課後キッズクラブの活動中及び放課後キッズクラブと自宅の往復途中（自宅への一時帰宅も可）に発生した事故等を補償する制度です。

①児童が怪我による死亡、後遺障害、入院、通院を補償（「熱中症」および「細菌性・ウィルス性食中毒」も対象です）

②児童が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。

(1)保険制度運営負担金

お子さん１人につき年額７００円（＋振込手数料）

(2)補償内容

	内容	保険金額・支払限度額※
傷害保険	通院（１日目から 90 日限度）	1,500 円/日
	入院（1 日目から 180 日限度）	4,000 円/日
	死　　亡	3,000 万円
	後遺障害	９０万円～3,000 万円
賠償責任	対物賠償・対人賠償	共通限度額　１名／１事故　５億円

※傷害保険は、医療機関にかかる全額が補償されるものではありません。定額の支払いとなります。

(3)対象となる事故の範囲

傷害保険・・・・放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故
放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子さんの事故（交通事故も含む）

賠償責任・・・・放課後キッズクラブ活動中に児童が他人にケガをさせたり他人の物を壊したりしたことにより、法律上の賠償責任を負うことによって被った損害を補償します。

(4)支払方法

ゆうちょ銀行または郵便局のＡＴＭにおいて、放課後キッズクラブで配付する『払込取扱票』を用いてお支払いください。振込手数料は別途ご負担をお願いいたします。

なお、ゆうちょ銀行の口座をお持ちの場合は、ＡＴＭにおいて、電信振替※ができます。

また、ゆうちょダイレクトをご利用の場合は、インターネットで電信振替※も可能です。

※相手の口座へ預かり金を振り替える送金方法

(5)その他

・利用申込みに際して提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。
・事故発生日から３か月以上経過しても保険金請求にかかる案内が届かない場合は、放課後キッズクラブまでご連絡ください。

振り込んだ証明書は必ずお手元にて保管するようお願いいたします。申込書を提出する際に、必ず証明書のコピーを申込書に貼付の上、ご提出ください。
紛失され、振込の履歴確認が取れない場合は、再度、保険制度負担金をお支払いいただく場合がありますので、紛失しないようにお気を付けください。

3－5 申し込み手続きの締切日

下記の日程までにご準備のうえ、申し込み手続きを行ってください。

	わくわく【区分1】への登録を希望する方	すくすく【区分2A・B】への登録を希望する方
新1年生	入学式の翌日	２０２１年3月１３日（土）
新2～ 新6年生	２０２１年3月１３日（土）	２０２１年3月１３日（土）

（以降も随時受け付けますが、できるだけお早めにお願いします。）

3－6 利用開始日

新１年生の利用開始日は、登録する利用区分によって異なります。

<table>
<tr><th></th><th>わくわく【区分1】</th><th>すくすく【区分2A・B】</th></tr>
<tr><td rowspan="2">新1年生</td><td>給食開始日から利用できます。

※スポット利用（１回800円の利用料＋
おやつ代（１回100円）の場合、
４月１日からの利用が可能です。</td><td>4月1日(木)から利用できます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">給食開始日以前から利用する場合には
１．利用にあたっては、必ず保護者の責任で送迎を行ってください。
２．児童の状況を把握するため、事前に放課後キッズクラブスタッフと面談を行います。</td></tr>
<tr><td>新2～
新6年生</td><td colspan="2">4月1日(木)から利用できます。
※利用申込書を提出締切日までにご提出ください。</td></tr>
</table>

3－7 利用の決定

ご提出いただいた利用申込書の記入内容に不明な点があった場合等は、放課後キッズクラブ又は運営法人株式会社理究キッズから事前にご連絡させていただきます。

特に連絡がない場合には、原則、利用申込書に記載した利用開始希望日から利用することができます。

放課後キッズクラブへの登録が済みましたら、利用開始日に向けて準備をお願いします。
次ページ以降の利用方法等をご確認いただき、安全・安心な放課後キッズクラブの
ご利用となるよう、保護者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

第4章　緊急時の対応について

4－1 警報発表時等の対応について

（1）「暴風警報」・「大雪警報」・「暴風雪警報」・「降灰予報」発表時の対応

		警報発表時の放課後キッズクラブの対応
学校がない日		午前６時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、放課後キッズクラブは、お子さんの安全対策を最優先としたうえで開所し、すくすく【区分２A・B】のお子さんのみ受け入れを行います。わくわく【区分１】のお子さんについては、午後４時以降も利用が見込まれる方のみ、利用料800円＋おやつ代をお支払いいただくことで受け入れを行います。 なお、利用する場合は、必ず保護者か代理の方の送迎が必要です。 ※特別警報発表時または、「避難情報」が発表された場合は閉所となります。
学校がある日	登校前	午前６時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、放課後キッズクラブは、お子さんの安全対策を最優先としたうえで開所し、すくすく【区分２A・B】のお子さんのみ受け入れを行います。わくわく【区分１】のお子さんについては、午後４時以降も利用が見込まれる方のみ、利用料800円＋おやつ代をお支払いいただくことで受け入れを行います。 なお、利用する場合は、必ず保護者か代理の方の送迎が必要です。 ※特別警報発表時または、「避難情報」が発表された場合は閉所となります。
	登校後	お子さんの登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、お子さんの安全対策を最優先としたうえで放課後キッズクラブを開所し、すくすく【区分２A・B】のお子さんのみ受け入れを行います。わくわく【区分１】のお子さんは、基本的には学校での対応となります。 なお、警報発表中は、お子さんの帰宅時間に関わらず、必ず保護者か代理の方のお迎えが必要です。 ※特別警報発表時または、「避難情報」が発表された場合は閉所となります。
キッズクラブ活動中		「暴風警報」・「大雪警報」・「暴風雪警報」・「降灰予報」発表中は、帰宅時刻に関わらず、利用しているすべてのお子さんの保護者か代理の方のお迎えが必要です。子どもたちはお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。 ※交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。 ※特別警報発表時や又は「避難情報」が発表された場合であっても、帰宅の安全が確保されるまで、お子さんは利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。

代理の方とは「児童代理引取人届出」（P.22）に記載された方です。

※「避難情報が発表された場合」とは、当該所在地に「災害発生情報」、「避難勧告・指示」、「避難準備・高齢者等避難開始」のいずれかが発表された場合をいいます。
なお、避難情報については、横浜市防災情報ポータルで確認することができます。
〇横浜市 防災情報ポータルURL〇： https://bousai.city.yokohama.lg.jp/

（2）公共交通機関の計画運休が発表された場合について※

公共交通機関の計画運休が発表された場合のキッズクラブの対応については、お知らせメールにてご案内いたします。また、お子さんの安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社（JR 線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合とします。

（3） 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発令されていない場合であっても、当日中に特別警報の発令が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

警報発表時等で通常と開所時間が異なる場合は、スタッフが放課後キッズクラブに到着してから利用可能になります。受け入れ可能になり次第、メールにてお知らせします。

第5章　利用にあたって

5−1 広報誌『キッズ通信』

放課後キッズクラブ（以下、キッズクラブ）から保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、キッズクラブが発行する『キッズ通信』により行います。内容については、ぜひ、お子さんと一緒にご確認ください。

(1)発行日と配付方法

『キッズ通信』は毎月２５日ごろに発行し、学校の担任の先生を通じて、全校配付します。

(2)『キッズ通信』の内容

①翌月の予定

キッズクラブの翌月の予定等をお知らせします。

キッズクラブのプログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、「事前申し込みが不要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」があります。これらプログラムの内容、参加費、申込締切日、申込方法等をお知らせします。

土曜日の学校行事（運動会等）後や、学校行事後の代休日の開所時間等、普段と異なる場合のお知らせや、保護者会や親子参加型プログラム、防災・避難訓練等のお知らせもします。

②活動の様子

放課後キッズクラブの日々の活動の様子や、実施したプログラムの内容等をお知らせします。写真付の分かりやすい内容でお知らせしますので、お子さんと一緒に楽しんでください。

③お知らせとお願い

キッズクラブからのお知らせとお願いを時節に合わせて掲載します。

～『キッズ通信』『ホームページ』への写真掲載について～

子どもたちの活動の様子を写真入りで『キッズ通信』や『ホームページ』に掲載することがあります。また、キッズクラブの紹介のため、『キッズ通信』を学校外の方へお渡しすることもあります。

お子さんの写真掲載を望まない方は、利用申込書にてお知らせください。

ご協力をお願いします。

5－2『利用予定表』の事前提出 ※月ごと

『キッズ通信』に記載されている翌月の予定表をご確認いただいたうえで、毎月指定の締切日までに、翌月分の『利用予定表』を提出してください。

（１）配付方法

『利用予定表』は、キッズクラブよりお子さんを通じて配付します。

（２）記入方法

（利用予定表の様式と記入例）

6 JUN　6月キッズクラブ利用予定表　保護者控え

○利用予定日の押印をお願いします。
・平日：「16時まで」か「16時以降」かをお選びいただき、押印をお願いします。
・土祝日：利用予定時間をお書きください。

曜日 見本 印

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

キリトリ

6 JUN　6月キッズクラブ利用予定表　キッズクラブ提出用

○利用予定日の押印をお願いします。
・平日：「16時まで」か「16時以降」かをお選びいただき、押印をお願いします。
・土祝日：利用予定時間をお書きください。

5月28日(金)

＿＿＿年＿＿＿組　児童氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

①『キッズ通信』の翌月の予定表をご確認いただき、利用予定日に押印をお願いします。
- １６時までの利用（おやつなし）の場合は「１６時まで」欄に押印をお願いします。
- １６時過ぎも利用（おやつあり）の場合は「１６時以降」欄に押印をお願いします。

②土曜日等の利用予定については、「利用予定時間」を記入のうえ、押印をお願いします。

③「保護者控用」・「キッズクラブ提出用」の両方に、同じ内容が記入されていることをご確認のうえ、「キッズクラブ提出用」を、放課後キッズクラブのスタッフにお渡しください。

※提出は、保護者の皆さま・お子さんのどちらからでも構いませんが、お子さんから提出していただいた場合、保護者の方への受領の確認連絡は行いません。

5－3『参加カード』の提出　※利用日ごと

『参加カード』でその日に実際に利用する（した）かどうかを確認します。毎日、登校前にお子さんに「今日、キッズクラブに行くかどうか」を確認し、利用する場合には『参加カード』に、保護者の方が必要事項を記入・押印の上、お子さんに持たせ、キッズクラブにご提出ください。

(1)記入方法

（参加カードの様式と記入例）

	日付・曜日	帰宅時間	お迎えの有無	連絡事項	保護者印	キッズ印
例	3/1 火	18:00	(あり) なし	父が迎えにきます	㊞	
		:	あり なし			
		:	あり なし			
		:	あり なし			
		:	あり なし			
		:	あり なし			
		:	あり なし			
		:	あり なし			
		:	あり なし			
		:	あり なし			
		:	あり なし			
		:	あり なし			
		:	あり なし			

日付	帰宅時間	お迎えの有無	連絡事項	保護者印	キッズ印
	:	あり なし			
	:	あり なし			
	:	あり なし			
	:	あり なし			
	:	あり なし			
	:	あり なし			
	:	あり なし			
	:	あり なし			
	:	あり なし			
	:	あり なし			
	:	あり なし			
	:	あり なし			

『参加カード』に必須事項(「帰宅時刻」・「お迎えの有無」)を記入し・「保護者印」を押印してください。

＜利用日にお子さんが参加カードを忘れた場合＞

・利用予定表の記載の有無にかかわらず、キッズクラブから利用の確認をするため、保護者の方に連絡します。

・保護者の方の利用確認が取れるまでは、わくわく【区分１】においては１６時まで、すくすく（ゆうやけ）【区分２Ａ】においては１７時までお子さんをキッズクラブに留め置きます。確認が取れるまで、遊ぶことはできません。

＜予定外の利用の場合(「利用予定表」での申し込みがなく、急きょ利用したい場合)＞

・わくわく【区分１】（スポット利用除く）においては、参加カードの必要事項と共に連絡事項欄に「急な利用である旨」を記入してください。参加カードで保護者印（又は署名）が確認できる場合は、保護者の方からの電話連絡は不要とします。

・すくすく区分【区分2Ａ・Ｂ】や、わくわく【区分１】のスポット利用の場合においては、おやつの準備等があるため、原則として前日の１９時までにキッズクラブに電話連絡をお願いします。

＜利用を取りやめる場合＞

当日の利用開始予定時刻までに、キッズクラブへ利用取りやめの電話連絡をお願いします。
なお、午前中は留守番電話に設定していますので、留守番電話への録音をお願いします。

【利用にあたっての保護者の方へのお願い】

※急な利用、急な利用取りやめなどの場合は、必ず直接キッズクラブへ電話連絡するようお願いします。学校や担任の先生への電話連絡や連絡帳などでの連絡はしないでください。また、確認のため、キッズクラブで把握している保護者の電話番号へ折り返しの電話をする場合があります。

5−4 利用当日の流れ

(1)授業終了後からキッズクラブへ行くまで

①各学級での帰りの会が終わったら、昇降口を出て、外階段で４階へ向かいます。キッズクラブは外階段より入るとすぐに教室があります。
②教室で『参加カード』をキッズクラブのスタッフに渡してください。
③ランドセルをロッカーに入れて、キッズクラブを利用してください。

(2)持ち物

キッズクラブへの持ち物は「平日（学校がある日）」と「学校がお休みの日」によって異なります。持ち物には必ずお子さんの名前を記入してください。季節に応じた持ち物は、随時『キッズ通信』等でお伝えします。
※教室に忘れ物をしてしまっても、キッズクラブに来たら教室には戻れません。

① キッズクラブを利用する際に必ず必要な持ち物
・参加カード（利用日に、必須事項（「帰宅時刻」・「お迎えの有無」）を記入し、「保護者印」に押印してください）
※上履き（キッズ専用の上履きを使用します。キッズ専用下駄箱に置いておきます。）
② キッズクラブで1日過ごす場合(学校がお休みの日)に必要な持ち物
※すくすく【区分2A・B】・わくわく【区分1】スポット利用が対象】

①に加えて、以下の物が必要な場合があります。
・お弁当（12時～12時30分に利用する場合のみ必要。夏休みはお弁当の中身が傷まないよう、保冷剤を入れる等、工夫をお願いします。）
・水筒（普段学校に持っていく中身と同じものにしてください）
・着替え（校庭や体育館で遊んだあと、特に夏場など、必要に応じて着替えをします。）
③ キッズクラブに持ってきてはいけないもの
・学校に持ってきてはいけないもの（ゲーム機、玩具、携帯電話等）

(3)帰り方(「一斉下校(ひとり帰り)」と「お迎え」)

キッズクラブからの帰り方は、一斉下校（お子さんの一人帰り）の場合とお迎えの場合があります。なお、おやつの提供に関しては、お子さんの帰り方に関わらず、16時（プログラム参加時は、プログラム終了時刻）以降に在室しているお子さん全員に提供します。

①一斉下校

一斉下校は、保護者のお迎えを必要とせず、お子さんだけで帰宅します。安全を考慮し、季節に応じた最終時刻を設定しています。最終下校時刻は下記の表をご参照ください。最終下校時刻以降はお子さんだけで下校することはできず、必ず保護者、または代理引取り人のお迎えが必要です。

なお、お子さんがなるべくまとまって下校できるよう一斉下校時刻は30分毎に設定しています。

・わくわく【区分1】（スポット利用を除く）は、１６時までに下校します。

※わくわく【区分1】のお子さんは、利用カードに「お迎え」となっている場合で、１６時（プログラム参加時は、プログラム終了時刻）を越えた場合は、原則としてスポット利用の扱いとなり、利用料がかかります。

・一斉下校での最終下校時刻は次のとおりです。一斉下校で下校する場合は、次の表の一斉下校の最終時刻より遅い時刻にならないようご注意のうえ、『参加カード』に記入してください。

時期	一斉下校の最終時刻
4月～9月	17時00分
１０月	16時30分
１１月～1月	16時15分
2月～3月	16時30分

②お迎え

お迎えは、保護者、または代理引取り人ができます。

お迎えで下校する場合は、

1．外階段４階のキッズ入口で学年・お子様の名前を告げてお待ちください

2．スタッフがお子さんをお連れします

・わくわく【区分1】のお子さんは、利用カードに「お迎え」となっている場合で、１６時（プログラム参加時は、プログラム終了時刻）を越えた場合は、原則としてスポット利用の扱いとなり、利用料がかかります。

・すくすく（ゆうやけ）【区分2A】で、利用カードに「お迎え」となっている場合、そのお迎えが17時を越えたときは、原則として延長利用の扱い（400円／回）となります。

※ 時間はキッズクラブに設置してある電波時計を基準とします。

【代理引取り人について】

「放課後キッズクラブ利用申込書」の裏面にある「児童代理引取人届出」欄に代理引取人の氏名等を記入し、キッズクラブに提出しておけば、その方のお迎えが可能です。なお、代理の方がお迎えをする場合は、運転免許証等の身分証明書の提示をお願いすることがあります。この届出は、緊急時の代理引取人届出も兼ねています。

第6章　その他

6－1 ご意見･ご要望等について

キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、平戸台小学校放課後キッズクラブまたは運営法人（株式会社理究キッズ）までご相談ください。

6－2 お問い合わせ先

＊日々の利用に関するお問い合わせ・登録内容の変更など

平戸台小学校放課後キッズクラブ	TEL･FAX：045-824-8362	

＊利用料引き落とし、その他のお問い合わせ

運営法人 株式会社 理究キッズ		
放課後キッズクラブ問い合わせ窓口	TEL：0800-800-1149	FAX：045-461-6541
お客様相談室	TEL：0120-009-951	

＊キッズクラブ制度に関わるお問い合わせ

横浜市戸塚区こども家庭支援課	TEL：045-866-8485	FAX：045-866-8473
横浜市こども青少年局放課後児童育成課	TEL：045-671-4068	FAX：045-663-1926

Q&A よくあるご質問

平戸台小学校キッズクラブ

利用登録について （「すくすく【区分2A・B】登録・個人情報登録・口座登録）

Q	「すくすく【区分２A・B】」登録に必要な証明書（就労証明書など）はどこでもらえますか？また、書式に決まりはありますか？
A	「すくすく【区分2A・B】」でご登録される際に必要な各種証明書につきましては、キッズクラブにご用意をしております他、理究キッズホームページからもダウンロードできるようにご用意しております。 【理究キッズHP】http://riq-gakudou.com/ 本市統一のキッズクラブ用の書式がございます。保育園用の就労証明書とは書式が異なりますのでご注意ください。

Q	就労証明書が間に合わない場合は「すくすく【区分2A・B】」に登録できないですか？
A	原則、利用開始日より前までに提出するようお願いします。 例)5月～「すくすく【区分2A・B】」にしたい場合は４月30日までにキッズクラブまで提出をお願いします。なお、ご家庭の事情や会社の事情で間に合わない場合は、キッズクラブまでご相談の上、指定日までに必ず提出をお願いします。

Q	利用申込書などの書類はどこに提出すれば良いですか？
A	「放課後キッズクラブ」までご提出ください。平日:放課後～19時、土曜日:8時30分～19時にて開所しております。土曜日につきましては17時以降閉所をしている場合がありますので、事前にキッズクラブまでご連絡いただくとスムーズです。

Q	アルバイトやパートでもすくすく【区分2A・B】で登録することはできますか？勤務がない日も19時まで利用が可能ですか？
A	勤務時間や雇用形態によってご利用に制限をかけることはありません。保護者全員分の就労証明書を提出していただければすくすく【区分2A・B】での登録が可能です。勤務がない日も利用可能です。

Q	メールアドレスはいくつ登録できますか？
A	入退室メールのアドレス登録は、2か所までご登録が可能です。なお、個人情報のWEB登録の際に、2か所登録できますので、その際にご登録をお願いいたします。 追加登録を希望の場合は、書面にてキッズクラブまでお申し出いただくか、WEB登録サイト(まなび予約)より追加登録の申請をお願いいたします。

Q	上の子で口座登録をしているので、下の子の分も同じ口座から一緒に引き落としをしたいが再度口座登録の手続きは必要ですか？
A	お手数ですが、再度登録をお願いします。

Q	保険制度運営負担金を支払わないと、キッズの利用はできないのですか？
A	はい。保険制度運営負担金は、本市の制度として受益者負担として利用者の方にご負担していただくことになっています。必ず利用前に掛金をお支払いください。

Q	振り込みに行く時間がありません。子どもにお金を持たせて、スタッフの方に渡してもいいですか？
A	お子さんにお金を持たせることはやめてください。キッズクラブを利用する前に、保護者の方が保険制度運営負担金をお支払いしていただきますよう、ご協力をお願いします。

Q	１日だけのイベントへの参加でも保険制度運営負担金を支払うのですか？
A	はい。年度単位での加入のため、１日だけのイベント、または長期休業日だけ利用する場合でも、必ず利用前に保険制度運営負担金をお支払いください。

Q	キッズクラブに登録したが、一度も利用せずに、途中でやめたのですが、保険制度運営負担金は返還してもらえますか？
A	一度お支払いいただいた保険制度運営負担金は、お返しできませんのでご了承ください。

Q	支払い済みの保険の控えを紛失した場合どうしたらいいですか？
A	振り込んだ証明書を紛失した場合、再度お支払いしていただく可能性がございますので、失くさずに利用申込書に貼り付けてご提出をお願いいたします。

利用について

Q	新１年生でわくわく【区分１】で登録予定で入学式前から利用したい。16 時までの予定ですが利用できますか？
A	わくわく【区分１】の利用開始日以前からご利用になりたい場合は、単発料金でのご利用か、4月につきましては、すくすく【区分2A･B】でのご登録をお願いしております。利用区分の変更は月ごとに可能です。

Q	新１年生で入学式前の４月１日・春休みから利用したいが、面談の申し込みはどうしたらよいですか？
A	キッズクラブの新入生説明会の際にお申し出ください。3 月中に面談をしていただくようお願いいたします。

Q	見学はできますか？
A	事前にキッズクラブまでご連絡をいただければ可能です。感染症対策として少人数･短時間でのご見学となりますのでご了承ください。

Q	長期休みなど８時30分より前から預かってもらえませんか？
A	横浜市の規定上、8 時 30 分開所となっております。恐れ入りますが、8 時 30 分の開所にあわせて登校するようお願いいたします。なお、学校の閉庁日などは学校の門があいていない場合がありますので、お時間にあわせての登校に、ご協力よろしくお願いいたします。

Q	利用予定表で１か月先のことが不明な場合はどうしたらいいですか？
A	〆切日までにご提出していただき、変更があれば都度キッズクラブまでご連絡ください。

Q	利用予定表で利用予定になっていて、子どもが来ない場合は連絡をしてもらえますか？
A	長期休み、土曜日以外は、こちらからご連絡はいたしません。当日の利用についてはご家庭で子供さんと相談のうえ、欠席の場合はご連絡をお願いいたします。なお、利用の場合、入退室メールをご確認ください。

Q	参加カードを忘れたら預かってもらえないですか？
A	こちらよりご連絡の上、利用の確認をさせていただきます。ご連絡が取れない場合、お預かりできない場合がありますので、必ず参加カードを持たせるようお願いいたします。

Q	上履きは置いておけますか？
A	キッズクラブ専用の上履きをご用意いただき、キッズクラブにある「上履き入れ」をご使用ください。

Q	キッズがある他の学校へ転校予定です。なにか手続きはありますか？
A	変更届をご記入し、キッズクラブまでご提出いただくこととなります。まずはキッズクラブまでご連絡ください。

Q	薬を飲ませたり、軟膏を塗ってもらえますか？
A	申し訳ございませんが、医療行為にかかわることについてはキッズクラブでは出来ませんのでご了承ください。お薬については、お子さんに飲むようにお声掛けすることは可能ですが、強制的にこちらで飲ますことはできません。

Q	「保護者なりすまし」の連絡などの対策はどのようなものですか？
A	保護者から帰宅時間の変更などの連絡をキッズクラブにいただきましたら、キッズクラブから折り返しの連絡をし、保護者様の連絡内容が正しいかどうかの確認をさせていただきます。

活動について

Q	宿題はキッズでできますか？
A	宿題がやりたいお子さんに場所の提供を行う形で対応しております。17 時時以降の生活の場においては、宿題をやるようにお声掛けさせていただきます。なお、宿題の内容についてスタッフが指導することはございませんのでご承知おきください。

Q	習い事の教材等は持参していいですか？
A	持参は可能ですが、お子さん自身で管理をお願いいたします。

Q	どのようなプログラムを行っていますか？
A	コロナ禍で例年の行っているような、参加人数の多いお祭りや、スポーツ関係、飲食を伴うプログラムは中止となっております。3 密にならないよう気を付けながら、季節を感じる工作などのプログラムを行っています。

Q	楽しくてためになるプログラムって？どんな活動をしますか？
A	理究キッズが運営するキッズクラブでは、各キッズクラブでこれまで実施してきたプログラムを継承した上で、法人独自のプログラムも企画･実施します。 すでに、テニスプログラム、空手プログラムなどの運動系のプログラムや、プログラミングや理科実験などのプログラムも実施した実績があります。学校の環境によって異なりますが、それぞれ魅力あるプログラムを提供してまいりますのでご期待ください。

おやつについて

Q	おやつは何が出ますか？
A	夕食までの補食という位置づけですので、生協などの冷凍食品や簡単な手作り品になります。ヨーグルトやプリン、ゼリーなど既製品を提供する場合もございます。また、小分けの袋菓子なども提供させていただき、お茶などの飲み物もご用意いたします。 アレルギーの対応はしますので、アレルギーがある方は、入会のしおりをご確認の上、各種書類をご用意ください。 ※現在新型コロナウィルス感染症対策のため、調理等を控えて、おやつの提供をさせていただいておりますので、ご了承ください。

Q	アレルギーがある場合、おやつの対応はどうなりますか？
A	アレルギーの状況を面談時に確認させていただきます。なお、内容によってはご家庭におやつの準備をお願いすることがあります。

Q	学校生活管理指導表って何ですか？また、毎年提出するのですか？
A	入学時に、給食提供に伴ってアレルギーがある方が、病院で発行していただく書類になります。アレルギー等がある旨を医師が記入する書類です。こちらの「学校生活管理指導表」を学校に提出する前に、そちらの写しをご用意いただき、キッズクラブの「利用申込書」とともにご提出ください。毎年ご提出をお願いいたします。

Q	学校生活管理指導表が必要でないアレルギーを持っている場合はどうすればいいですか？
A	医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」の写しをご提出ください。

Q	アレルギーがあるのですが、面談はいつ実施しますか？
A	すくすく【区分2A・B】に登録を希望される方は、利用申込書ご提出時に、保護者の方とお子さんと一緒に面談させていただきますので、恐れ入りますが、お子さんをお連れいただきますよう、お願いいたします。
Q	学校生活管理指導表ではなく、アレルギーの検査結果などで代用できますか？
A	アレルギー検査結果は受け付けられません。学校生活管理指導表の写しのご提出をお願いします。

お迎えについて

Q	人身事故等で電車遅延のためどうしてもお迎えが 19 時に間に合わない場合はどうなりますか？また、延長料金がかかりますか？
A	19 時以降に更に料金がかかることはありません。なるべく早いお迎えをお願いします。原則、小学校の敷地内での運営のため、19 時以降のお預かりをすることできません。19 時までのお迎えが難しい場合は、19 時以降もお預かり可能な学童保育所のご利用や横浜市子育てサポートシステムの併用をご検討ください。
Q	代理引取人を追加したい場合はどうしたらいいですか？
A	まずはキッズクラブまでご連絡ください。様式は問いませんので追加したい代理引き取り人を記名し、キッズクラブまでご提出ください。
Q	お迎えに兄弟（小学校高学年・中学生・高校生）は可能ですか？
A	「一斉下校の最終時刻」以前については、未成年の兄弟のお迎えは可能です。それ以降の時間については、原則、成人の方で利用申込書にご登録の方がお迎えに来るようお願いいたします。

一時外出について

Q	長期休みで朝から夕方まで利用ですが、昼食は家に帰って食べることは可能ですか？
A	キッズクラブでは一時外出を認めておりません。恐れ入りますが、お弁当を持参の上、ご利用ください。特に夏休みは昨今大変暑い日々となっております。熱中症の危険もありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
Q	キッズクラブから習い事に行くことは可能ですか？
A	キッズクラブから退室後、直接習い事に行くことは可能ですが、保護者様の責任の下、お願いいたします。再度キッズに戻ることは禁止させていただいております。

感染症対策について

Q	マスクは必ず着用ですか？
A	外遊びなど走り回る時以外は、原則着用をお願いしています。 なお、基本的に学校でのルールに合わせるようにしておりますので、ご承知おきください。
Q	新型コロナ対策は何をしていますか？
A	スタッフとお子さんの検温の実施や備品等の消毒、活動場所の換気、お子さん同士の接触などに関するルールを設けています。お子さん方には定期的に手洗いやうがいなどをしていただき、また、外遊びや体育館遊びの後や、昼食やおやつを食べる前にも手洗い・うがいをしていただいております。必要に応じて、手指アルコールも行うようにしておりますが、アレルギーなどがある方など、ご相談がありましたらキッズクラブまでお知らせください。
Q	学校内で新型コロナ陽性者が出た場合は、キッズクラブは開所しますか？
A	学校が休校の場合キッズクラブも閉所します。

別紙１

令和２年 12 月

保護者の皆さまへ

横浜市こども青少年局放課後児童育成課長

令和3年4月からの放課後キッズクラブ事業の見直しについて

日頃より、本市の放課後児童育成施策へのご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

現在、横浜市では、放課後キッズクラブ事業の見直しを行っています。令和３年度から、利用区分・利用日・利用時間及び保険制度等を変更しますので、お知らせいたします。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

１　事業見直しの経過

放課後キッズクラブは、平成 16 年度から事業を実施していますが、事業を開始した当初から子ども達を取り巻く環境は大きく変わりました。

就労世帯が増えているだけではなく、時短勤務やテレワークの実施等といった保護者の皆さまの働き方の変化や、塾や習い事等の選択肢が増えるなど、子ども達の放課後の過ごした方も変化しています。

そこで、横浜市では、全ての児童が共に遊べるという放課後キッズクラブの良さを残しながら、様々な変化や保護者の皆様のニーズ等にも柔軟に対応していけるよう、令和４年度を目標に、全ての児童の「遊びの場」と留守家庭等児童ための「生活の場」の役割を明確にすることで、放課後を一層充実させていこうと、あり方を検討してきました。

検討にあたり、これまでに実施してきた調査や利用者の皆様・クラブの運営法人を対象としたアンケートを基に、外部の有識者の方々からのご意見等を伺いながら進めてまいりました。

今回、見直しに向けた検討の途中でありますが、**現在のコロナ禍において利用区分１の全面再開の目途が立たない中、３密を防ぎながら子ども達に対して、安全安心な放課後の居場所をしっかりと提供していくために、新区分の導入と利用日・利用時間等を変更することを令和３年４月から前倒して実施することとしました。**

また、現在利用登録時に加入していただいている保険についても、契約者として傷害見舞金制度を運営していた「横浜市放課後児童育成事業推進協議会」が解散することに伴い、令和３年度から変更する必要が生じました。そこで、新たな保険に加入いただくことに伴い、入院時や対人・対物賠償等の補償内容が充実させるとともに掛け金も変更となります。

２　令和３年度からの変更内容

≪見直しの全体像≫

利用区分	わくわく区分【区分Ⅰ】	すくすく区分【区分2】	
		≪新区分≫ゆうやけ【A】	ほしぞら【B】
利用目的	遊びの場	遊びの場＋生活の場	
登録条件	当該校に通学している児童及び当該校区に居住している児童	留守家庭児童等であること	
平日の利用時間	放課後～原則午後4時まで※（コロナや猛暑等の状況下では利用休止）	放課後～午後5時まで	放課後～午後7時まで
土曜・長期休業の利用時間	①土曜日：原則実施なし※ ②長期休業日：2時間程度	午前8時 30 分～午後5時まで	午前8時 30 分～午後7時まで
利用料	無料	月額 2,000 円＋おやつ代	月額 5,000 円＋おやつ代
スポット利用	800 円＋おやつ代	400 円	－
保険加入料	800 円以内（クラブにより異なります）		

※プログラム実施時など、例外あり　　（下線が令和３年度から変更となる部分です）

3　区分１をご利用の皆さまへ

今回の見直しにより、区分１の利用時間を短縮しますが、子どもたちが、わくわく楽しめる遊びの場の提供をしていけるよう、検討を進めてまいりますので、引き続き「わくわく区分」をご利用ください。

「すくすく区分」については、遊びの場に加え、おやつや宿題の時間等を確保することで、生活リズムを身につけられるよう、自宅にいるのと同様に生活の場としてご利用いただけます。

また、現在のようなコロナ禍においても、閉所せず安定して利用していただけることも大きな特徴であり、「すくすく（ゆうやけ）」区分は、保護者の皆様の多様な働き方に合わせてご利用いただけるよう、新設いたしました。

お子さまの預かりの場としてキッズのご利用をお考えの場合は、「すくすく区分」の利用を是非ご検討くださいますようお願いいたします。

4　その他

放課後キッズクラブでは、「放課後キッズクラブ入会のしおり」を作成し、ご利用いただく皆さまに配布していますので、各クラブ詳細については、入会のしおりにて、ご確認ください。

また、放課後キッズクラブ事業の見直しは、今後も検討を続けてまいります。

検討の節目ごとに保護者の皆さまへ内容をお伝えさせていただきますが、検討経過や詳細については、以下の横浜市のホームページをご覧ください。

【横浜市ホームページ】

◆URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hokago/hokagokids/minaoshi.html

トップページ›暮らし・総合›子育て・教育›放課後児童育成›放課後キッズクラブ›放課後キッズクラブの質の向上に向けた事業の見直しについて

◆二次元コード

≪お問い合わせ先≫

◇キッズクラブの具体的な利用方法や申込に関するご相談　→　各キッズクラブ

◇キッズクラブの日常の運営に関するご相談　→　各区役所こども家庭支援課

◇事業の見直しや制度設計に関するご相談　→　こども青少年局放課後児童育成課

担当：横浜市こども青少年局放課後児童育成課
電話：671-4068

提出先　横浜小学校放課後キッズクラブ

横浜小学校　放課後キッズクラブ
2021 年度利用申込書

次のとおり横浜小学校放課後キッズクラブの利用を申込みます。

申込日　2020 年 3 月 3 日

Ⅰ　利用児童

ふりがな	よこはま　さくら	性別（○囲み）	キッズ（学校）から自宅までの略図
氏名	横浜　さくら	男 ・ 女	
学校名	市立・国立・私立・その他（○囲み） 横浜小学校		
住所	〒０００－０００ 中区港町１－１－８０４		
生年月日	2013 年 11 月 23 日	学年・組：2 年 組	
利用区分※1 （1 つを○囲み）	1．わくわく【区分 1】（利用料：無料、利用時間 ～16 時） ※わくわく【区分 1】はスポット利用（800 円/回）を除き 16 時で一斉下校となります。また、警報発表時や猛暑時等は利用できない場合があります。		枠内に入り切らない場合は、別紙でご提出ください
	2．すくすく（ゆうやけ）【区分 2A】 （利用料：2,000 円/月、利用時間 ～17 時）		【留守家庭児童等のみ選択可】 ※すくすく【区分２A・B】に登録する場合は、保護者の方の就労証明書等の提出が必要です。
	3．すくすく（ほしそら）【区分 2B】 （利用料：5,000 円/月、利用時間 ～19 時）		
利用開始希望日	2021 年 4 月 1 日		

4月からの学年を記入。
組はわかるまでは空欄で提出可。
（新年度にスタッフが記入します。）

※１本申込書を提出したのち、利用区分を変更する場合は、「利用区分変更申込書」を提出してください。

Ⅱ　保護者・連絡先

連絡先①	氏名：横浜　花子　【続柄　母】 携帯電話：090-0000-0000 自宅電話：045-000-000 勤務先電話：03-0000-00 携帯メールアドレス：h-yokohama@XXX.ne.jp	同じ学校に在籍している兄弟姉妹（いる場合に記入） 5 年生 男 ・ 女 （名）横浜　次郎 年生 男 ・ 女
連絡先②	氏名：横浜　太郎　【続柄　父】 携帯電話：080-0000-0000 自宅電話：045-000-000 勤務先電話：03-1000-0000 携帯メールアドレス：t-yokohama@XXX.ne.jp	（名）
連絡先③	氏名：横浜　春子　【続柄　祖母】 携帯電話：090-1000-0000 自宅電話：045-100-000 勤務先電話： 携帯メールアドレス：haru-sobo@XXX.ne.jp	
連絡先④	氏名：川崎　夏子　【続柄　叔母】 携帯電話：080-1000-0000 自宅電話：044-000-000 勤務先電話：03-2000-0000 携帯メールアドレス：n-kawasaki@XX	【振込日：２０２１年 3 月 2 日】

利用児童との続柄を記入（以降同じ。）

必ず記入

保険掛金払込票（写）

原本は必ずご家庭で保管してください。

※未納の場合は利用申し込みを受け付けられません。

※ご連絡差し上げる際は連絡先①→②→③→④の順で連絡します。必ずつながる連絡先の記入をお願いします。

Ⅲ　児童代理引取人届出

代理人氏名	続柄	住所	電話番号
横浜　春子	祖母	中区港町 1-1-805	045-000-0001
◎◎クラブ 育成　智子	クラブ 職員	中区港町 1-1-806（クラブ所在地）	045-000-0002

・代理人は保護者以外の方で、当該児童の引取人となる方をご記入ください。
・当該代理人がお迎えに来られた際には、本人確認を行う場合があります。**免許証等、身分を証明できるものをご持参ください。**
・当該項目が空欄の場合、引取人は、保護者の方のみとさせていただきます。

Ⅳ　利用頻度　※すくすく【区分2A・B】への申込みの場合のみ記入

おおむねの利用頻度を記入してください。実際の利用予定日や下校時間については、毎月、利用予定をお聞きします。

平日（月～金） （1つを〇囲み）	週　1　・　2　・　3　・　4　・　5　日程度	土曜日の利用 （どちらかを〇囲み）	あり　・　なし

Ⅴ　食物アレルギーについて

食物アレルギーの有無	無　・　有　→ある場合は「**学校生活管理指導表**」の写しを提出してください。
アレルギーのある食物 （「有」の場合に記載）	卵・小麦

・学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患をがある等の理由で、学校に「学校生活管理指導表」を提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」の写しごを提出ください。
・食物アレルギーが「有」の場合は、アレルギー内容や対応の確認のため、**職員との面談**を実施します。

Ⅵ　その他健康状態等の配慮すべき事項

健康状態等の 配慮すべき事項	肌がかぶれやすい（軟膏湿布）	児童の 平熱	３６．２度

・児童の健康状態等の配慮する事項について、職員との面談を　希望する　・　希望しない　（どちらかを〇囲み）

Ⅶ　確認･同意事項

☑ 2021 年度「放課後キッズクラブ　入会のしおり」の内容を確認しました。
☑ 本利用申込書の記載内容及び提出書類に虚偽はありません。
☑ 放課後キッズクラブの運営にあたり、当該利用申込書の内容や提出書類の情報について、必要に応じて、区こども家庭支援課や学校長等に対して提供することを認めます。
☑ 児童育成の観点から、必要に応じて、小学校又は放課後キッズクラブでの利用児童の活動の様子を、小学校と放課後キッズクラブとで情報共有することに差支えはありません。
☑ キッズ通信や放課後キッズクラブのＨＰへ活動報告のために顔写真を掲載しても問題ありません。

保護者代表者署名：　横浜　太郎

申込みのためにいただいた個人情報は、放課後キッズクラブの運営以外の目的には使用しません

放課後キッズクラブ事務処理欄　※保護者の方は当該欄に記入しないでください。

受付日	（すくすく）留守家庭児童等証明書	（すくすく）減免	Chappiss	参加カード
／	□ 就労証明書　□ 自営業従事等　□ 求職活動申告 □ 病気・障害等申告書【診断書(写)／身体障害手帳(写)】 □ 学生証（写）　□ 在学証明書　□ 罹災証明書	□ あり □ なし	□ 登録 □ カード	□ 配布

備考	

（提出先）放課後キッズクラブ　　2021 年 6 月 19 日

放課後キッズクラブ利用区分変更申込書

次のとおり放課後キッズクラブの利用区分の変更を申し込みます。

Ⅰ　利用児童

ふりがな	よこはま　さくら	性別（○囲み）	男　・　女
氏名	横浜　さくら		
学校名	市立・国立・私立・その他（○囲み） 横浜小学校	学年・組	2 年　1 組
変更理由（記入必須）	保護者の就労状況が変わり、17 時以降も利用したいため。		

変更内容 1つを選び 番号を○囲み	〈現在の利用区分〉	⇒	〈変更後の利用区分〉
1	わくわく【区分 1】	⇒	すくすく（ゆうやけ）【区分 2A】
2	わくわく【区分 1】	⇒	すくすく（ほしぞら）【区分 2B】
3	すくすく（ゆうやけ）【区分 2A】	⇒	わくわく【区分 1】
4	すくすく（ゆうやけ）【区分 2A】	⇒	すくすく（ほしぞら）【区分 2B】
5	すくすく（ほしぞら）【区分 2B】	⇒	わくわく【区分 1】
6	すくすく（ほしぞら）【区分 2B】	⇒	すくすく（ゆうやけ）【区分 2A】

変更希望月	2021 年　7 月　から変更を希望します

※わくわく【区分 1】は、スポット利用（800 円/回）を除き、16 時で一斉下校となります。
　また、わくわく【区分 1】は、警報発表時や猛暑時等において利用できない場合があります。
※すくすく【区分 2A ・ B】に登録する場合は、保護者の**就労証明書等を提出**する必要があります。また月額利用料として
　ゆうやけ【区分 2A】（～17 時）は 2,000 円、ほしぞら【区分 2B】（～19 時）は 5,000 円がかかります。
（おやつ代・延長利用料は除く）

Ⅱ　利用頻度　※すくすく【区分 2A・B】への変更の場合のみ記入

おおむねの利用頻度を記入してください。実際の利用予定日や下校時間については、毎月、利用予定をお聞きします。

平日（月～金）（1つを○囲み）	週　1　・　2　・　3　・　4　・　5　日程度	土曜日の利用（どちらかを○囲み）	あり　・　なし

Ⅲ　確認・同意事項

☑ 本利用区分変更申込書の記載内容及び提出書類に虚偽はありません。

署名：　横浜　太郎

この利用区分変更申込書は、既に「放課後キッズクラブ利用申込書」により利用登録が済んでいる方が対象です。

放課後キッズクラブ事務処理欄　※保護者の方は当該欄に記入しないでください。

受付日	（すくすく）留守家庭児童等証明書	（すくすく）減免
／	□ 就労証明書　□ 自営業従事等　□ 求職活動申告 □ 病気・障害等申告書【診断書(写)／身体障害手帳(写)】 □ 学生証（写）　□ 在学証明書　□ 罹災証明書	□ あり □ なし

記載例

就労（予定）証明書

※申込児童の保護者（その子供の親、または親に代わって養育している者）のものを提出してください。（用紙が不足する場合はこの用紙を複写して使

【就労者記入欄】 就労者ご本人が記入する欄です。

就労者住所	横浜市中区○●…
就労者氏名	横浜　花子　　児童から見た続柄：　母
放課後キッズクラブ名	横浜　小学校放課後キッズクラブ
申込児童氏名・学年 ※２人以上の申込みを行う場合は、全ての児童の氏名を記載	横浜　さくら　第　2　学年
	横浜　すみれ　第　4　学年
	第　学年

【事業所記入欄】 太枠内については、事業所に記入していただく欄です。

採用（内定）年月日	令和　●　年　4　月　1　日 から
現在の雇用状況	☑ 就労中　☐ 産前産後・育児休業中（　年　月　日～　年　月　日） ☐ 採用内定もしくは放課後キッズクラブ利用開始次第就労開始
雇用の形態	☑ 正社員　☐ 契約社員　☐ 派遣社員　☐ アルバイト・パート ☐ その他　（　） ◆雇用契約期間が決まっている場合 →　年　月　日　契約終了 ◆契約更新予定 →　☐ 有　☐ 無　☐ 未定
勤務先（派遣先）の名称	※【証明欄】と同じ場合は記入不要 株式会社○○物産　横浜支店
勤務先（派遣先）の所在地	※【証明欄】と同じ場合は記入不要 横浜市○区港町▲－▲　勤務（派遣）先の電話番号 ●●●-●●●●

契約更新予定が「有」の場合は、備考欄に更新予定期間をご記入ください。

就労状況	定例勤務時間の方	シフト勤務の方
	◆勤務時間 9 時 00 分 ～ 18 時 00 分	◆シフトと月の勤務回数を記入 ① 時 分 ～ 時 分（月 回）
	◆育児短時間勤務の場合の勤務時間 9 時 30 分 ～ 17 時 00 分	②　時　分 ～　時　分（月　回） ③　時　分 ～　時　分（月　回）
	◆勤務日数 平均 5 日／週	
備考	※雇用契約期限がある方で、更新予定がある場合は更新予定期間を記入してください。 例）令和３年10月１日～令和４年３月31日まで契約更新予定。	

育児短時間制度取得者については、通常の勤務時間に加え、育児短時間制度利用時の勤務時間を記入してください。

※産休・育休中の場合は産休・育休前の実績をご記入ください。

【証明欄】
上記のとおり相違ないことを証明します。
令和　●　年　3　月　20　日　本証明書をご記入いただいた日付を記入してください。

（事業所所在地）　横浜市中区港町●-●

（事業所名）　株式会社○○物産　本社　（電話番号）○○○-○○○○

（代表者職氏名）　関内　みなと　印　押印をお願いします。

（横浜市・放課後キッズクラブ利用申込書用）